

## 『振り込め詐欺被害者救済法』施行に伴うお知らせ

振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続き等について定めた法律※が平成 20 年 6 月 21 日に施行されました。

※「振り込め詐欺被害者救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)」

当行では、振り込め詐欺の被害に遭われた方からのご相談を下記のお問い合わせ窓口にてお受けしておりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。また、振り込め詐欺等の被害に遭った可能性が考えられる方も、迷わずご相談ください。

### お問い合わせ窓口

株式会社 香川銀行 事務システム部 事務管理担当

電話 087-834-2315

ご利用時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

なお、対象となる具体的な犯罪利用口座とは、詐欺その他の人の財産を害するいわゆる振り込め詐欺、ヤミ金融等の犯罪行為において、振込先となった預金口座のことで、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。

### 犯罪利用口座情報はこちらをご覧ください

預金保険機構(<https://furikomesagi.dic.go.jp/>)

### 「決定表」の閲覧方法について

振り込め詐欺被害者救済法及び同法施行規則において、当該口座の決定表を閲覧できるのは、当該口座の被害回復分配金の支払申請人及びその代理人に限られております。

また、閲覧のみであり、書写・写真撮影等は禁止されております。

閲覧場所	香川県高松市中新町 13 番地 1 香川銀行事務システム部 電話 087-834-2315
受付時間	月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く) 9:00～17:00 ※閲覧をご希望の場合は、事前にお問い合わせ窓口へご連絡いただきご予約をお願いします。
閲覧方法	「決定表閲覧請求書」にご記入のうえ、ご本人を確認できる書類を添えてご提出ください。